

第36回安中市行政改革審議会会議録【概要】

(以下、敬称略)

- 【日 時】 令和5年7月7日(金)午後2時～3時50分
【場 所】 本庁舎201会議室
【出席委員】 10名(小竹、谷口、坂田、松田、萩原、天田、武井、小坂橋、関根、田島)
【欠席部会員】 1名(小坂)
【事務局】 5名(企画政策部長、政策・デジタル推進課長、政策・デジタル推進係長、担当係員)

【配付資料】

会議次第

委員名簿

資料1-1 未利用施設利活用に係る基本方針・基本的な流れ(案)

資料1-2 安中市市有財産活用基本方針の概要

資料2 第3次安中市行政改革大綱実施計画の実施状況

資料3-1 行政評価シート見方

資料3-2 令和4年度行政評価対象事業一覧表

資料3-3 令和4年度 行政評価シート

資料4 人材育成についての答申を受けて

【詳細】

1 開会 《政策・デジタル推進課長》

2 自己紹介

3 市長挨拶

市長	<p>「未利用施設の利活用」について諮問させていただく。人口減少や都市部への人口の流出などにより未利用施設は増加している。廃止した施設の管理費用、職員の手間などが負担となっているため早急に取り掛からなければならない課題の1つとなっている。1つでも多くの未利用施設を有効活用し、地域活性化や市民の利益に繋がるよう取り組んでいきたい。</p> <p>特に小中学校は統廃合により、多くの廃校が発生している。施設の有効活用が進むよう方向性を示してもらいたい。また、個別の施設の具体的な活用方法に対する意見なども示していただけるとありがたいと考えている。</p>
----	--

4 会長・副会長の選出

5 会長挨拶

6 協議事項

(1) 「未利用施設の利活用」について〔資料1-1、1-2〕

<説明>事務局

- ◆ 諮問事項を「未利用施設の利活用について」とする。
- 令和4年5月26日の第34回、9月29日の第35回の審議会では、用途が廃止となり、現在利用されていない公共施設の具体的な利活用方法について諮問すると説明した。
- 10施設の利活用方法について、全ての施設を個別具体的に審議するのは困難であるため、審議内容を変更し、未利用施設を活用するための基本方針及び活用の流れについて審議していただきたい。

- ◆ 行政改革審議会からの答申を受けて、平成29年2月に「安中市市有財産利活用基本方針」を策定した。
- 「安中市市有財産利活用基本方針」大項目は5つ。
 - I 利活用基本方針策定の目的
 - II 市有財産の現状と利活用（処分）における課題
 - III 未利用財産の利活用方針
 - IV 利用している財産の更なる有効活用の推進
 - V 市有財産の管理の一元化

- ◆ 「III 未利用財産の利活用方針 3 未利用財産の抽出と方向性の検討」について。
- (1) 市としての保有継続、売却処分、貸付の方向性
 - ・保有継続
将来的な老朽化施設の移転改築や交流・福祉・防災の拠点として積極的に活用を図ることとしている。将来の使用計画が明確になっている財産が該当。
 - ・売却処分
将来的に利用計画がないもので、積極的に民間へ売却処分をすることとしている。
 - ・貸付
将来的な利用計画がある場合であっても、当面の間、供用予定のない財産や民間需要がないために売却が困難な財産については、民間等への貸付することとしている。
- (2) 特定のものに対する財産処分（随意契約による処分）の可否
財産の売却、貸付は、公平性を確保するために、原則一般競争入札としているが、財産の個別要因等、特定の者に対して処分することが公正で有益な場合には、随意契約として優先して処分できる。

- 「4 市民への積極的な情報の公表」

未利用財産の積極的な公表により、公平、公正な財産の活用と処分を進めるとともに、地域振興上、必要と認められる場合については、事前に市民からの意見を求めた上で、方針を決定する。
- 以上を踏まえ、未利用施設の利活用に係る「基本方針」、「基本的な流れ」を廃校以外、廃校に分けそれぞれ作成した。
- ◆ 安中市における未利用施設の利活用に係る基本方針（案）
 1. ニーズを考慮した上で、保有継続するか、売却するか、貸付するかを決定します。
 2. 市で保有する必要性のない未利用施設については、まず売却を検討します。
 3. 市の財政負担をできる限り抑えた効果的・効率的な活用を目指します。
- ◆ 安中市における廃校の利活用に係る基本方針（案）
 1. 地域のシンボルとして捉え、できる限り地域の意向を尊重します。
 2. 市の財政負担をできる限り抑えた効果的・効率的な活用を目指します。
 3. 原則として、市で活用するか、貸付することを前提に検討します。
 4. ニーズや地域住民の意向等を十分に把握した上で、活用方法を決定します。
 5. 原則として、現状有姿のまま活用します。
- ◆ 安中市における未利用施設の利活用に係る基本的な流れ（案）
 - 廃校
 - ・施設の選定→庁内検討委員会の立ち上げ・地域住民との座談会の開催（検討の開始・方向性の整理）→サウンディング型市場調査、HP で利活用の募集、みんなの廃校プロジェクトへの応募のいずれか又はすべて（ニーズの把握・活用案の募集）→公募に向けた募集要項の作成（活用案の決定）→事業者をHP で募集、みんなの廃校プロジェクトへの応募（事業者募集）→プロポーザル審査又は一般競争入札（事業者の選定）→優先交渉権者の決定（事業者の内定）→地域住民への説明（住民への報告）→契約、議会への報告（事業者の決定）
 - 廃校以外の施設
 - ・廃校と異なる箇所は、庁内検討委員会の立ち上げ・地域住民との座談会（検討の開始・方向性の整理）は行わず、ニーズの把握・活用案の募集から開始する。
 - ・事業者募集では、プロポーザル審査や一般競争入札だけでなく庁内のみで決定することも考えられる。
 - ・事業者の内定後の地域住民への説明や議会への報告は行わない。
 - 廃校以外の施設であっても、規模が大きいものや住民の利用や関わりが多かった施設は、廃校の流れを準用する。

<審議> ◇=委員 ●=事務局 以下同じ

◇「安中市市有財産利活用基本方針」の「Ⅲ 未利用財産の利活用方針」の部分を更新するのか。
●市有財産利活用基本方針はすべての財産についての方針を定めたものだったが、今回は、未利用の施設に限り、それを実際に活用するときの基本方針や活用までの流れを定めたいと考えている。
◇「未利用施設の活用について」自由に意見、質問を述べていただきたい。
◇未利用施設が10施設あるとの説明だったが、名称と場所を知りたい。
●未利用施設は10施設にとどまらず膨大にある。以前の審議会で個別具体的に施設の利活用方法について審議してもらいたいと10施設ピックアップしたが、全てを協議するのは困難であるという考えのもと、諮問内容を変更している。 参考までに：(前回示した10施設) 旧臼井小学校、旧松井田南中学校、旧いこいの家、旧九十九小学校、旧松井田北中学校、旧坂本小学校、旧松井田西中学校、旧国民宿舎裏妙義、旧水道庁舎跡地、旧松井田町役場(旧松井田文化財資料室)
◇「ニーズを考慮した上で」という文言があるが、未利用施設の方向性を決める際に、どのような基準で決定するのが市民にとって一番公平になるのかを考えるべき。公共物のため、どのような判断基準とするべきか、非常に難しいと考える。
◇ここで言うニーズとは誰のニーズなのか。
●利用したいという事業者及び市民のニーズや施設を利用させる際はこういったことに気をつけてほしいという地域住民のニーズなど、さまざまなニーズを想定している。
◇地域住民などからニーズを吸い上げて、市が各施設について具体的な活用の仕様を作り、それ対して事業者などが応募し、プロポーザルなりで事業者を選定していくことになるのか。
●提示している基本方針はあくまでも全体に当てはまる方針であり、保有継続か売却か貸付かを決定する前にまずはニーズ調査をするという意思表示的な意味である。ただ、すべての施設についてニーズ調査を行うということは、施設の規模感などによっては難しいとも考えている。
◇将来的に市が何かを始めようとした時、学校跡地はとても良い拠点になる。例えば老人ホームに活用しようと考えたときなどに学校は拠点になると考えられる。それを、民間に売却などするとその地域は歯抜けの状態になってしまう。将来、群馬県の中でどのような位置づけにしたいか考えた時に、市は何をすべきかを最初に考えたほうがいいのか。 拠点となる施設を手放してしまうと、地域を生かせなくなるのではないのか。
◇未利用施設が隣接していたら片方の売却はいいのではないのか。そういう判断基準もある。

<p>●保有継続も活用を考える中の1つの選択肢である。市として将来、利用すると考えられる施設は保有を継続していく。</p>
<p>◇参考だが県ではまず、県の中で必要かどうか各所管課に照会している。なければ県内の市と国に照会をかけ、それでもなければニーズなしの判断となっている。</p> <p>例えば、学校施設は災害時の避難場所にしてほしいという声があっても現実問題として、段差が多い、空調がないなどさまざまな課題があり、取り壊して建て直すほうが効率的ということもある。行政としては、既存の建物を他の用途で使用するの難しい。</p>
<p>◇例えばインキュベーション施設に利活用できないかと考えている。人材育成等を展開する事業者などから資金を集め、そこをコアにしながらか関係人口を引っ張り、市全体が活性化できたらいいのではないかと思う。</p>
<p>◇廃校以外の未利用施設について議論していただいた。次に、廃校の利活用に係る基本方針について、質問・意見があればお願いしたい。</p>
<p>◇予算規模は、どの程度を想定して審議していけばよいのか。</p> <p>具体的になればなるほど予算がわからないと選択肢が出せない。</p>
<p>●メンテナンス費用は、廃校が3、4施設あったときでは、年間で300～400万ほど予算を取っていた。現在は廃校が増えたためもっとかかっている。</p> <p>行政側とすると売却できるものは売却したいが、廃校は地域のシンボルであるため、学校がなくなることによって地域の方々には寂しい思いをする。賑わいが戻るような施設になってくれるのが望ましい。</p>
<p>◇校舎等の改修はどうするのか。</p> <p>例えばインキュベーション施設にしたいとなり、改修等をした上でプロポーザルをする話になった場合、財政措置はあるのか。</p>
<p>●そのような話になれば予算措置をすることになると考えられる。</p>
<p>◇手つかずになっている施設は財政的負担となっている。</p> <p>また、活用するとなると予算や議会の承認などクリアしなければならない課題が多い。一番課題がないのは売却だろう。需要がなくなり役目を終えたものは取り壊し、使用するときには新しく建てればいいのではないかと感じてしまう。市民からの残してほしいというニーズにこだわりすぎても活用は進まない。</p>
<p>◇廃校の基本方針に売却が記述されていないのはなぜか。</p>
<p>●廃校は地域のシンボルとして捉えているため、優先的に活用及び貸付を検討したいとしている。ただ、廃校と未利用施設で区分しているが、する必要がないという意見ももっともであり、一本化して作成してもいいと考えている。</p>
<p>◇あまり多くの手順を踏んでいると、タイミングを逃し、活用に繋がられないという問題もある。</p>
<p>◇耐震がなされていない廃校校舎など、人が入ることができない施設に対して、多くの</p>

<p>資金を使い維持していく必要があるのか。中には10年以上経っているものもあり、その間維持費はかかっている。今後もどのくらいの維持費や改修費がかかるかを計算していけば、おのずと方向性が決まるのではないかと。</p> <p>人を集める施設にするためには耐震工事が必要となり、更にコストはかかる。どの施設を残すべきか早めに精査をし、余計な管理費を使うことがないように、早めに線引きをする必要がある。</p>
<p>◇廃校校舎等を残すとすると、どのくらいのコストはかかるということは市民に情報提示していく必要がある。</p> <p>学校がなくなると寂しいという気持ちだけで残しておくのは現実的ではない。</p>
<p>◇廃校校舎の耐震については、市内では耐震工事は旧西中学校の体育館以外は全て完了していたはずである。</p>
<p>●補足すると、旧坂本小学校は木造のため耐震工事はされていない。旧松井田西中学校も耐震工事はしていない。</p> <p>旧臼井小学校、旧松井田北中学校、旧九十九小学校においては新耐震基準となっている。</p>
<p>◇地域のシンボルと捉えて廃校校舎を残すという説明だったが、子どもや地域住民が少なくなっているために廃校になったと理解している。地域のシンボルを取り壊してしまうと寂しい、といってもどれくらいの数の感情なのか。多大なコストをかけて残すべきものか疑問を感じる。廃校の中で残していく校舎を、地の利や交通アクセス等も考慮した上で、取捨選択していくことも必要ではないかと。</p>
<p>◇自治体から未利用施設を残すのにどれくらいの税金がかかっているなど情報公開をする必要がある。</p>
<p>◇ニーズを考えるとさまざまな意見が出て、きりがなくなると思う。民間企業に渡って収益が出せたとしても、地域住民がそれを望んでいるとは限らない。優先して考えるべきはニーズではなく、財源確保をしたいなど、どのように活用をしたいかを先に考え、それに合った施設はどこかを考えていくのがいいのではないかと。答えを出してから理由付けしていくほうがいいと考える。</p>
<p>◇廃校は現状有姿のまま活用するというのは外してもよいのではないかとという意見か。また、廃校の利活用に係る基本方針4は、「ニーズや地域住民の意向等を十分に把握した上で、」の部分で「ニーズや地域住民の意向等」に「メンテナンスコスト」を加えなければ、片側だけの意見となってしまう。</p>
<p>◇廃校とそれ以外に分けずに、「未利用施設の利活用に係る基本方針」としていいと考える。</p> <p>また、答申した後、活用開始までどのくらいのスパンを考えているか。</p>
<p>●答申まではそれほど期間はかからないと思うが、この施設を売却するなどを決定するのはまだ先になる。</p>

◇一番早く活用できるのはどれくらいの期間でできるか。安中市の活性化のために、未 利用施設の活用は起爆材になるとも考えられる。魅力をもっとアピールしていければ より人も集まるのではないかと考えている。そのためにスピーディーに施策を具現化 してほしいと願っている。答申の中に、スパンなどの記載を入れてもいいのではない か。
◇未利用施設と廃校は一本化するという方針にしたいと思う。
●承知していただきたいのは、廃校ではみんなの廃校プロジェクトを活用していきたい と考えているため、一本化したとしてもそこは残していただきたい。
◇施設の所有権が渡っていく間に、市民に不利益となる団体に渡る可能性もあると考 える。市としては何か規制ができないのか。
◇買戻特約など、転売をする場合には承認を要するなど特約を付すことはできる。
◇行政などでは、買戻特約を5年付すなどのやり方が一般的である。
◇良い方法がないか調べてもらいたい。

(2) 令和4年度第3次行政改革大綱実施計画の進捗状況の報告について [資料2]

<説明> 事務局

◆ 第3次安中市行政改革大綱実施計画の概要について

- 第3次安中市行政改革大綱及び同実施計画については、行政改革審議会からの答申を
受けて、令和2年3月に策定した。計画期間を令和2年度から令和6年度までとしてい
る。
- 大綱の推進を図るため、具体的な取り組み項目や目標を示す「実施計画」を定めている。

◆ 第3次安中市行政改革大綱実施計画の実施状況について

- 令和4年度における行政改革推進項目36項目の実施状況を把握するため、令和4年
度末に所管課に進捗状況の照会を行った。
- 「年度目標達成」が13項目で全体の36%、「年度目標一部達成」が11項目で30%、
「目標達成に向け実施中」が10項目で28%、「実施に向け検討中」が2項目で6%、
「計画完了」と「計画中止」は0項目という結果となった。
- 計画が実際に実施され、一部以上達成された項目が、「全体の目標達成」「年度目標
達成」「年度目標一部達成」の合計で24項目（全体の67%）となっている。前年
は23項目となっていた。
- 内訳は、「年度目標達成」が同数で、「年度目標一部達成」が1項目増加している。
- 目標が達成されなかった項目が「目標達成に向け実施中」「実施に向け検討中」「計
画中止」で、合計12項目（全体の33%）となっている。
- 内訳は、「目標に向け実施中」が2項目増加し、「実施に向け検討中」が3項目減少
した。

◆ 今後の取組

- 令和4年度の取組結果を踏まえ、令和5年度以降の工程等を必要に応じて修正する。達成事業が増えるよう取組を推進していく。

(3) 令和4年度行政評価の報告について [資料3-1、3-2、3-3]

<説明> 事務局

◆ 行政評価の概要

- 市の行っている事務事業について、手段、内容の適切さや有効性などの評価を行い、事業の改善、経費の縮減など、効率的で効果的な運営につなげていく取組。
- 行政改革審議会委員は、外部評価の評価者として参加している。

◆ 「行政評価シート」の見方

- ◆ 事務事業に関する様々な情報を集約し、事務事業の問題点や課題、改善・改革の方向性を検討するためのシートである。

◆ 行政評価結果の報告

- 令和4年度に実施した行政評価について、外部評価を実施した事業の結果を報告する。

◆ 環境衛生事業（猫の不妊・去勢手術費補助金）

- 屋内・屋外での飼育に関わらず、市民が飼養している猫を市内で開業している動物病院で不妊・去勢手術を受けさせた場合に補助金が交付される。
- 飼い主のいない猫を増やさないとともに、外猫によるフン害等を軽減させることを目的としている。
- 外部評価では、飼い猫を対象から外すなど補助の仕組みを変えることや、動物保護団体を活用するなどの代替手段を取り入れるべきということに加え、不妊・去勢手術の重要性、多頭飼育や虐待問題、地域の生活環境問題など猫を飼育する上でのマナーの啓蒙を行っていくといった案が出た。
- 事業の方向性と予算の方向性については、同程度。なお、前述の解決策を検討し、事業内容を抜本的に見直すべきであると評価された。
- 最終評価では、外部評価の意見と同じく、事業の方向性、予算の方向性は同程度との評価となった。
- 今後の方針としては、補助金交付の見直しを図るため、補助金の交付を受け手術をした猫が飼い猫か野良猫か統計調査を実施することとし、令和6年度の補助金の見直しに活用する方針である。
- 現在、動物保護団体への補助など、別の手段への取組を推進しており、飼い主のマナー

の啓蒙についても実施している。

- ◆ 建築指導事業（住宅リフォーム事業費補助金）
- 市民の居住環境の改善と、市内の住宅産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的に、市内に住宅を所有し居住している人に対して、子育て世帯はリフォームにかかった費用の30%、それ以外は20%の補助を行うもの。
- 外部評価では、産業支援という意味では一定の効果があるが、エビデンスが乏しく検証が難しいとの指摘があり、受益者の評価を待ちたいとし、同程度との評価だった。
- ただし、所有者の所得のみで補助限度額を決めていたことについて、同居人の所得状況も考慮し、所得の高い世帯は自助努力でリフォームを行うべきとしている。
- 最終評価も外部評価と同じく、世帯所得で審査すること、また、アンケートを実施し効果検証を行った後事業の見直しを行うとし、事業の方向性、予算の方向性ともに同程度と評価された。
- これを受けて、令和5年度は既に所得制限の要件を見直し、世帯所得とした。
- 現在令和3年、4年に事業を利用した市民にアンケートを実施し、事業効果の検証、事業内容の見直しを行うこととしている。

(4)「人材育成について」答申書提出後の経過報告について [資料4]

- ◆ 令和3年7月に答申をもらった「人材育成について」、答申書の内容を職員の人材育成に活かすため、秘書政策課と職員課にて協議を行った。
- 資料4は、協議結果とそれぞれの見解、今後の対応方針や計画をまとめたものである。この管理表に基づいて、計画を実行している。
- ◆ 「2 行政改革審議会が求める人材育成の方向性」
- 対応方針は、「①大綱周知の研修実施」、「②市長のメッセージを伝える方法を検討」
- 「①大綱周知の研修実施」では、大綱の内容を網羅した研修動画を作成した。今後動画を公開する予定である。
- 「②市長のメッセージを伝える方法を検討」では、施政方針や部長連絡会議における市長のメッセージをすべての職員に伝わるよう各部課に働きかけていく予定である。
- ◆ 「イ 未来を創り出す職員の育成」
- 対応方針は、「二年目研修の新設を含めた若手職員向け研修の充実を図る」
- 令和4年度は、安中市の歴史や観光分野の内容を含めた2年目研修を実施した。
- ◆ 「エ 自己を磨く職員の育成」
- 対応方針は、「①スペシャリスト育成に対する市の考えを検討」、「②自己申告書に個々の興味・関心の高い業務を記載する欄を設ける」

- 「①スペシャリスト育成に対する市の考えを検討」では、昨年度の行政改革審議会において、職員課の見解としては、専門性を高めることも大切だが、行政を多角的視点から判断できる職員の育成を重視したいと考えていることを説明した。
- 令和5年度は職員個人の意見も尊重しながら様々な分野を経験できるように、職員の配置を行った。
- 対応方針「②自己申告書に個々の興味・関心の高い業務を記載する欄を設ける」に対しては、自己申告書において地域活動やスキル・経験を集約できるよう工夫し、職員が地域貢献活動を行う際に報酬を得て従事することが可能となる地域貢献活動応援制度を創設した。
- 他の項目は、新型コロナの影響から途中で止まってしまっているものや、現在継続して取り組んでいる最中となっている。

7 その他

◆ 今後の日程

- 令和5年度は例年どおりの行政評価は実施しない。過去に行った行政評価の見直しを徹底して行う予定である。
- 次回行政改革審議会の開催を10月頃に予定している。

8 閉会